

(紹介手数料の返還)

第6条 本件業務により採用された採用者が、入社後90日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合は、次のとおり紹介手数料を返還する。

- (1) 入社後10日以内の退社 紹介手数料の100%
- (2) (1)を超え入社後60日以内の退社 紹介手数料の50%
- (3) (2)を超え入社後90日以内の退社 紹介手数料の25%

ただし、甲の都合により解雇され、または退職した場合、並びに第10条に規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りでない。

- 2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介出来る状況の場合は、甲乙合意のもと紹介手数料の返還を留保することができる。
- 3. 甲が第4条に規定する紹介手数料を乙に支払う前に採用者が退職した場合、甲は本条項の返還に該当する金額を減額して乙に紹介手数料を支払うものとする。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は本契約の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約解除の意思表示がなされないときは、本契約は同一条件により1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

- 2. 本契約期間終了時点において、第3条に定める支払等の未処理事項がある場合、当該事項は本契約に基づき処理するものとする。

(中途解約)

第8条 甲が本契約中途解約する場合、乙に対する1ヶ月以上前の通知をもって足るものとする。

(損害賠償)

第9条 甲または乙が次の各号の1つに該当するときは、当該当事者の相手方は、本契約を解除して、または解除せずに蒙った損害の賠償を当該当事者に対し請求することができる。

- (1) 社会的失墜をきたすような行為を行った場合
- (2) 本契約に違反した場合
- (3) その他本契約の履行に支障をきたす行為を行った場合
- (4) 第12条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、また同じく第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしていたことが判明した場合